

1. 件名：福島第一原子力発電所 放射性物質分析・研究施設第1棟における一部給排気設備の風量不足に係る面談
2. 日時：令和3年7月8日（木）10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、大辻室長補佐、知見主任安全審査官、高松専門職、横山係長、

久川係員、高木技術参与

検査グループ 専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

福島研究開発拠点 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）における一部給排気設備の風量不足について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 現在、第1棟の建設を進めているところ、給排気設備の作動試験において管理区域用送風機と排風機の風量が不足していることを確認し、ダクト内にベーン設置等の改造工事を行ったが改善されなかったため、今年6月の竣工及び運用開始が遅れていること。
 - 風量不足の原因としては、ダクトでの圧損が想定より大きいことや偏流の発生が考えられること。
 - 上記原因を踏まえつつ、風量不足の解決策を検討していること。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 現状の風量において閉じ込め機能に影響がないとしているが、室内の熱除去も含めて考慮する必要があるとしていることから、風量の再配分については個別機器の設置等による対応策も検討し、第1棟の廃炉工程における役割を考慮して出来るだけ早期に第1棟の運用開始を図ること。
 - 本事象への対策に当たり、実施計画の記載内容に変更が生じる場合には、適切な対応を行うこと。
 - 現在、実施計画変更申請で審査中となっている放射性物質分析・研究施設第2棟についてもゾーン分けして階層的に負圧管理する空調システムを用いているため、本件の原因調査を十分に行い、必要があれば対策・改善等、本件からの水平展開について報告すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第1棟における風量不足について